

隆国寺文書 一三九

(兵庫県城崎郡日高町荒川 隆国寺所蔵)

森垣文書 一四〇

(兵庫県城崎郡日高町岩中 森垣剛氏所蔵)

加藤文書 一四一

(兵庫県養父郡八鹿町伊佐 加藤隈氏所蔵)

田中文書 一四二

(兵庫県城崎郡日高町万場 田中三郎氏所蔵)

田尻文書 一四三

(兵庫県城崎郡日高町浅倉 田尻郁雄氏所蔵)

田口文書 一四四―一四六

(兵庫県城崎郡日高町江原 田口清郎氏所蔵)

熊田文書 一四七

(兵庫県城崎郡日高町宵田 熊田 猛氏所蔵)

河本喜文書 一四八―一四九

(兵庫県城崎郡日高町宵田 河本喜代志氏所蔵)

# 悦岩

但陽 播州太守光成公法諱 宗歆

頃使、是需雅稱、々以悦巖、輒大其

書之次禪詩一篇重證義云爾

古柏蕭森自可怡、長松繁茂摠相宜、現成

公案夾山境、雨後溪聲聽始奇

天正丙子小春吉辰

前圓覺見等持策彦叟



(縦三一・五厘×横四五厘)

一三九、悦岩字號 (隆國寺文書)

## 悦岩

(印章)

但陽播州太守光成公法諱 宗歆、

頃使々見需雅稱、々以悦巖、輒大其

書之次禪詩一篇重證義云爾、

古柏蕭森自可怡、長松繁茂摠相宜、現成

公案夾山境、雨後溪聲聽始奇、

天正丙子小春吉辰

前圓覺見等持策彦叟

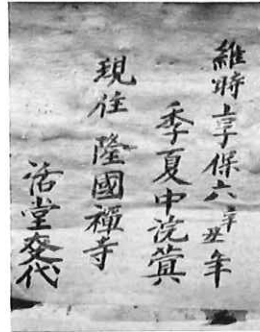
○□ (印章)

〔語注〕

①但陽 (タンヨウ) 但馬国の意。

②播州大守光成公 (バンシュウタイシユミツナリコウ)

垣屋播磨守光成のこと。鶴ヶ峯城主。



悦岩

印章

但陽の播州大守光成公は、法諱を宗猷という、頃  
 ① 使を使って見え雅稱を需めらる、稱するに悦巖  
 ② ③ を以ってし、輒ち其の書を大にする、これに次で、  
 禪詩一篇、重ねて義を證し爾云う、古柏蕭森自  
 ④ ⑤ 然恰むべし、長松繁茂して總て相宜し、現成公案  
 ⑥ ⑦ 夾山の境、雨後の溪聲聽くに始めて奇なり、

天正四年 小春吉辰

前圓覺見等持策彦叟 ○ □ (印章)

垣屋系図

——隆国——滿成——政忠——統成——光成——恒総

- ③ 法諱 (ホウイ) 出家後の法名。いみな。
- ④ 云爾 (シカイフ) 斯の如く云ふ。又かく云ふの意。
- ⑤ 公案 (コウアン) 禅宗で、悟道のために与えて工夫させる問題。

⑥ 夾山 (カッサン) 中国の禅僧。夾山と善会の故事。従容録第六十八則に「僧夾山に問ふ。塵を撥って仏を見る時如何。山云わく、直し須らく劍を揮ふべし。若し劍を揮はずんば漁夫巢に棲まん」と云う夾山揮劍の公案を示し、自らにたえず禅の活用を失なわなければ、後の名声がますます上ることを述べたものか。

⑦ 策彦叟 (サクゲンソウ)

策彦周良。叟は老人、年寄の意。周良は管領細川氏の家臣井上宗信の三男。文龟元年(一五〇二)四月京都に生る。九歳で天龍寺妙智院第二世心翁等安に師事。十八歳で法嗣を継ぐ。参禅のかたわら詩文に秀で五山文学の巨匠。天文八年(一五三九)と十六年(一五四七)

の両度にわたって大内義隆は遣明船を送ったが、前者では遣明副使、後者では正使として両度にわたって入明し、帰朝後義隆の厚遇をうけた。また、織田信長の帰依をうけて岐阜の地名を撰し、また武田信玄に招かれて甲斐の恵林寺に住したこともある。彼は等持院をはじめ多くの寺に住したが、その多くは天龍寺妙智院に住し、天正七年（一五七九）六月三十日、ここで没した。歳七十九。妙智院の歴代住持は、竺雲等運（三世）心翁（四世）等安―策彦周良―三章令彰。

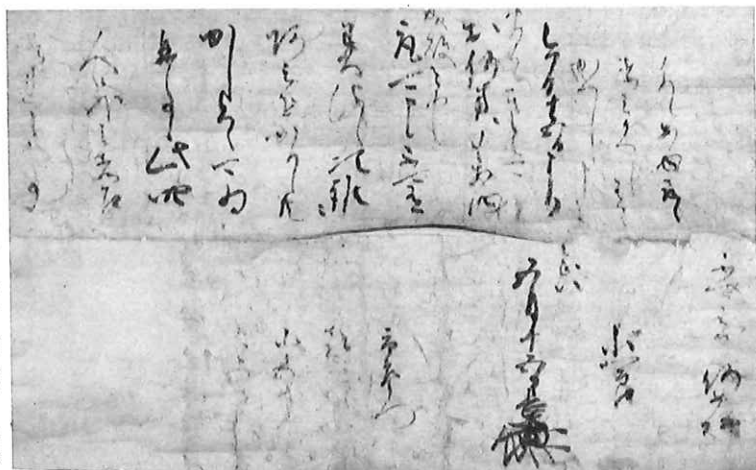
〔解説〕

天正四年（一五七六）、垣屋光成は、天龍寺の妙智院の住持、策彦周良に自己の雅称の撰を使をもつて求めた。策彦がこれに応じて光成（宗猷）に「悦岩」という道号を与え、その意を記した偈である。道号を特に雅称と云い、「悦岩」に対する感懐を示したもののようであるが、その詩は阿瀬溪谷の自然美を称えながら、これが禅の公案である「夾山揮劍」の故事、即ち劍を揮って一切の執着・煩惱を破るといった客塵煩惱

を撥った境地にある光成その人の心境をも想起させ神の活用を説いているのであろう。

この文書を所蔵する隆国寺は、楽前城主垣屋播磨守隆国を祀ったものという。初めは日高町字道場に造られたが、その後、羽尻村の支郷、金山字寺谷の地に移した。この当時この金山は砂金の採掘が盛んであったことから、この寺を布金山長者峰という。また一つには印度の祇園精舎の成立の故事をふまえているのであろう。更に光成が鶴ヶ峯城主の頃、阿瀬の地に大光院を建立したが、元和九年（一六二三）大光院住職大傳宗椿和尚が現在地金野に併せ移した。庭園の牡丹は有名で、一名牡丹寺とも呼ばれている。

なお、表装の軸物の裏書に「但州気多郡金野布金山隆国禅寺、開基播磨守光成公道号記一幅、表具施主、知見村谷垣八郎右衛門」、また「維時 享保六（五）年季夏中流萱、現住隆国禅寺 活堂交代」とある。



(縦二・八糎×横三七・八糎)

一四〇、羽柴秀長鮎漁免狀 (森垣文書)

(折紙<sup>①</sup>)

尙々<sup>②</sup>あゆ取候

者、ミかくし、其上

かくし申に

おゐて、きと可<sup>③</sup>

成敗者<sup>④</sup>也、

今月十五日より、

於何方ニもあゆ<sup>⑤</sup>

取可申候、不可有

吳儀<sup>⑥</sup>候、次誰ニ

阿ミをかり候共、

かし候ハハ可爲

曲事候<sup>⑦</sup>、此四

〔語注〕

① 折紙（オリガミ）

紙を二つ折りにして書かれた書き付け。元來紙の用法としては略式の用法。

② 尙々（ナオ／＼）

二字さげになつている尙々以下は尙々書とか追おつて而書がきという。本文を書き終り、なお書き足りない場合に文書の袖にあたる右の端の余白に書き続け、本文の行間に書き入れて行つた。行間に書いたものを行間書といつた。追而書は後から読むものである。

③ ぎと 急度・屹度（きつと） 必ず、きびしくの意。

④ 成敗（セイバイ） 処罰すること。

⑤ 吳儀（キギ）

吳は異の略字。決定に反対または不服の意志を表わすこと。命令と異なる意見。

⑥ 曲事（クセゴト） けしからぬこと。罪科。

⑦ 小一郎（コイチロウ）

羽柴小一郎秀長。一五四一〜九一（天文十）〜天正十

人之外之者召

つれ候事

不可有（之カ）□、仍如件

天正八

小一郎<sup>⑦</sup>

五月十五日 長秀（花押）

市左衛門

喜六

小五郎

與二郎

九）。豊臣秀吉の異父弟。天正十三年ごろまで長秀と称したが秀長と改める。第二次但馬征討の総大将として参陣。播磨の姫路を根拠地として中国平定をめざしていた秀吉は、この年「是より羽柴筑前守、舎弟木下小一郎に人数差加へ、但馬国へ乱入。即時滞りなく申付け、木下小一郎は（本）小田垣居城に拵へ、手の者共見計らひ、所々に入れ置き、兩國平均に候キ。」（信長公記卷13）と、

但馬征討の記事がみえる。

〔解説〕

天正八年(一五八〇)、姫路から但馬征討に出陣した羽柴長秀(後秀長と改める)が、円山川の鮎漁の漁業特権として岩中(旧地下村)の市左衛門・喜六・小五郎・与二郎の四名の者に対して与えた免状である。

これは免税漁業を内容とする川株の成立を示すものであり、鮎漁の特権を特定者四名に限定し、網使用について本人以外に網を貸す者は処罰するものとし、違反者及び違反者を見付けながら隠匿する者を嚴罰に処するものとして統制を加えている。また、旧暦五月十五日を解禁日と定め、漁場の区域には特に限定を設けず自由としたことなども注目される。「カナ鶴べ」、「寺の下」などの瀬や淵は格好の鮎の漁場であったと思われる。

『兵庫県漁業慣行録』によれば、

岩中村「鮎漁へ天正八年小一郎秀長氏本村四人ノ漁者へ免税漁業ヲ許ス」

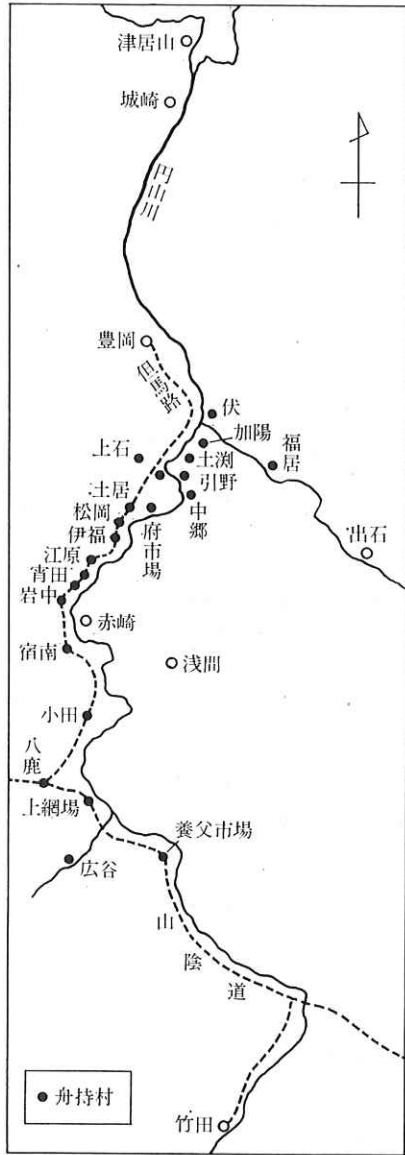
鶴岡村「鮎漁業へ天正八年小一郎秀長氏ノ頃八人ノ漁者ニ免税漁業ヲ許ス。其株八アリ」

等の記事がみえ、あとの加藤文書もこれと関連して発給された鮎漁免状である。

当地方では、川漁の漁者を川人かわんどと称し、網の使用による漁法には、差し網、投げ網、大狩りなどの方法があり、川船の使用が必要条件となる。山国の但馬の平定をめざした羽柴長秀は、但馬の動脈路としての円山川の水運に注目し、兵糧・用兵など軍事物資の輸送を目的として川船徴発を行い、円山川の川人に鮎漁特権を与えることによって水路支配をはかっていったものと思われる。

『兵庫県漁業慣行録』によれば、上郷村・府市場村・日置村・浅倉村などにも鮎業の川株の存在が確認され、しかもこれは嘉永年間の円山川流域の舟持村とほぼ一致するから、明らかに秀長は、川人が魚業を行う際に使用する川舟を物質輸送に徴発する目的で鮎業の特権を付与し、もって円山川水運の支配を整備するこ

円山川流域の舟持村（嘉永年間）



とを意図したものと思われる（別図参照）。





(縦一四・八種×横四四・〇種)

一四一、羽柴秀長鮎漁免狀(加藤文書)

(折紙)

(押紙)①

兵庫縣但馬國養父郡阿さま

鮎川之事、今日

より申付候、不可有

相違候、爲其如此候也、

(天)④  
て八

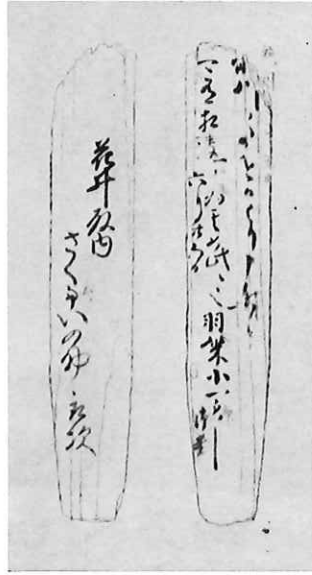
六月廿五日

羽柴小一郎

長秀(花押)

あさま

与三右衛門



(長三三・二種×巾四纏)

「鮎漁鑑札」

(表)

□<sup>(鮎)</sup>川之事、今日より申付候、

□<sup>(不)</sup>可有相違候、爲其如此候也

六月廿五日 羽柴小一郎 御判

(裏)

花井殿内

(佐久間)  
さくまいの助 取次

〔語注〕

① 押紙（オウシ）

張札のこと。後の人の手によって張られたものである。この書きこみは東京大学史料編纂所の明治二十三年の記入の張札である。

② 鮎川（アユカワ） 円山川の鮎漁についてのこと。

③ 付年号（ツケネンゴウ） 天正八年（一五八〇）。折紙の形式は略式の用法で実名（じつな名乗）書、付け年号となるのが一般。折紙というのは横に長い紙を、さらに細長く二つ折りに折ったものに書いた書き付けのことであり、余白の半分は白紙の礼紙の礼を簡略化したところから生れたものと思われる。

④ 羽柴小一郎長秀（ハシバコイチロウナガヒデ）

羽柴秀長のこと。

⑤ 与三右衛門（ヨソエモン）

所蔵者加藤隈氏（養父郡八鹿町伊佐）の先祖か。

〔解説〕

天正八年（一五八〇）六月、但馬平定を行った羽柴

長秀（後の秀長）が、養父郡八鹿町浅間の与三右衛門に対して与えた鮎漁特権の免状である。これは、日高町岩中の森垣剛氏所蔵文書と関連するものであるが、特に注目されるのは、免状の文言を書き写した木製の

監札が同時に現存していることである。恐らく全国的

にみても鮎漁の監札としては最も古いものの一つと思

われ、珍らしい。裏書に「花井殿内 （佐久間亥之） さくまいの助

取次」とあり、円山川の川人の統制がこの頃からみら

れたことを示している。なお、『八鹿町史』によれば、

羽柴長秀の鮎川免状が、網場（八鹿町）の弥兵衛宛・

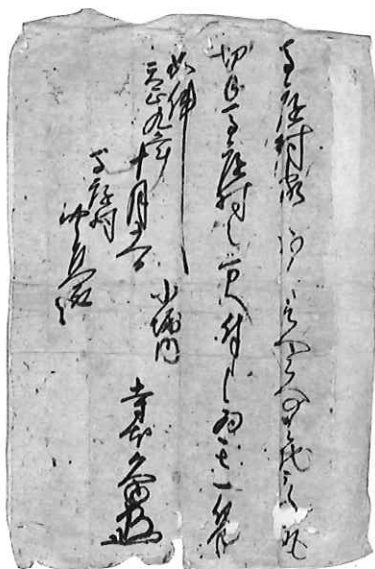
藪崎（養父町）の田中忠兵衛家にも残されているとい

う。円山川の漁業史の上からだけでなく、統一権力が

近世封建社会へむけていかなる身分統制をつくり上げ

ていったのかという問題を考えてゆく上で一つの大き

な素材を提供するものといえよう。



(縦三三厘×横二〇厘)

一四二、寺本久内判物 (田中文書)

馬庭村家のおく、そへこへの之地之事、取  
切手、馬庭村の方へ付申候、爲其一筆  
如件

天正九年 十月十一日 小堀内 寺本久内 (花押)

馬庭村 助左衛門殿

參

〔語注〕

①馬庭村 (マンバムラ)

万場村のこと。万場村の知行沿革は、文祿四年 (一五九五) 出石城主小出領、慶長九年 (一六〇四) 和泉陶器城主小出大隅守領 (須谷奉行所)、元祿九年 (一六九六) 生野代官支配、元祿十一年 (一六九八) 出石藩主松平領、宝永三年 (一七〇六) 出石藩主仙石領。

馬庭村家のおく、<sup>(奥)</sup>そへこへの之地の事  
切手を取り、<sup>(萬場)</sup>馬庭村の方へ付け申し候、其のため  
一筆件の如し、

天正九年

十月十一日

小堀内<sup>(小堀故次)</sup>④

寺本久内 (花押)

馬庭村<sup>(萬場)</sup>

②切手(キッテ)

「切」は切符、「手」は手形の意。預状。支配状。

③小堀政次(コボリマサツグ)

新助といった。初め浅井長政の臣。後に羽柴秀長に仕え、名を秀言ともいった。大和葛上、宇知二郡の内三千石を領す。その後葛上、葛下、宇知、和泉日根四郡の内五千石を加増。大和・和泉・紀伊三国の郡代。関ヶ原のち近江に一万二千四百石余を領す。慶長九年(一六〇四)二月、六十五歳で没す。茶道や書画古器の鑑定家として有名な政一(宗甫)は政次の子である。

〔解説〕

天正九年(一五八一)十月、山田村と万場村の山の境界をめぐる山論が持ち上り、万場村では、但馬平定を行った羽柴秀長の家臣小堀政次の給人寺本久内に訴え、その判定を求めたものと思われる。万場村の庄屋

を勤めた田中家には文化四年(一八〇七)の「万年覚帳」なるものがこの文書に添えて襲蔵されており、それによれば、この判物が証文となって万場村の入会山を証明する文書として後世まで機能していたことがわかる。まさに一通の文書が生きた権利を証明する手立として生きつづけたことを示している。万治三年(一六六〇)正月六日代官熊田角左衛門の万場村百姓中に宛てた書状写によれば、この山は万場村の領分であるが、山田村も草刈の入会が認められていたことがわかる。次に参考のためその記録帳の記事を紹介しておく。

(表紙)

文化四卯ノ年

万年覚書帳

富(花押)

気多郡万場

田中源

覚

一但弼氣多郡山田村と万場村と山之境目双論候ニ付、  
双方百姓申分相尋候処、万場村方證文出、其證文ニ  
添越之道ヲ限り南者万場村と相見へ候、然ル上者万  
場村領ニ紛無之候条、可為万場村之領分候、併山田  
村方も草者刃可申候、如此相定候上、令違背者急度  
曲事ニ可申付候

以上

万治三年

子ノ正月六日

熊田角左衛門

万場村

百姓中

如此覚書山田村へ壱通遣置候

〔<sup>〔異筆〕</sup>万治子元祿是方宝曆申是方寛政末

文化四迄百四拾八年〕

書物

万場金山師

生野楯端丈助

生野直入役

沢 丈治郎

渡辺 久治

片岡平右衛門

早田小平治

小田切林蔵

本紙此箱ニ入村方へ戻ス

証文書物也、永世于伝之、猥ニ他見為致間敷

寛政己未四月氣多郡観音寺又右衛門生野御役所江相

願万場御林儀拂新田開発致候節村方差出候ニ付直

入御役所江一式写置もの也、

一 小堀内寺本久内 壱通

一 熊田角左衛門 壱通 外四通書付入

右式通ハ万場村山内他村方入会ニ成間敷



(縦一四・三糎×横四四・四糎)

一四三、前野長泰判物(田尻文書)

以上

淺藏村在之

荒<sup>(地)</sup>新所令

立、荒封可開

儀意得候、則

煙役免候、然共

今迄役儀仕

百姓郷々より

於罷越者、堅

可令成敗候、

右之旨懸組無之者

出候ハバ、可立居

者也、

但

天正十五年  
十一月廿九日

長泰(花押)

田尻組  
カ  
ソノ  
ハ

以上

淺藏村(舎)にこれ(地)在る荒□<sup>①</sup>、新所(郷)を立しめ、荒封を開くべき儀意得候(ころえ)、則ち煙役(煙)を免じ候、然れ共今迄役儀仕る百姓郷々より罷り越すにおいては、堅く成敗せしむべく候、右の旨懸り組(組)これ無き者出候(たてずえ)はば、立居るべきもの也、

天正十五年

十一月廿九日

但

(前野但馬守)  
長泰(花押)

(田尻孫大夫カ)<sup>⑥</sup>

とのへ

田尻組(カ)<sup>⑦</sup>

〔語注〕

①荒地 (アレチ) 洪水など土砂流入により田畑崩れ落ち、荒廢化した土地をいう。

②新所 (シンジョ) 潰滅の荒地を開墾して新田とすること。新開田は年貢上納を五年間免除された。

③煙役 (ケムリヤク) 戸別の人夫役か。

④懸り組 (カカリグミ) 村切によって役儀負担を有する村組関係にある百姓のこと。

⑤前野長泰 (マエノナガヤス) 豊臣秀吉の家臣天正十三年閏八月但馬出石に入り五万石を領す。文祿元年朝鮮に出兵、戦功があった。文祿四年秀次事件に連座して改易。中村一氏に預けられたが、子の景定とともに自殺。

⑥損傷によって読解できない。箱書に「前野但馬守様御判紙 浅倉村田尻孫大夫」と銘記されているので恐らく田尻孫大夫と宛名が墨書されていたものと思われる。

⑦田尻組 (タジリグミ) 忠貫、田尻孫大夫、弟忠重、忠広子息嘉兵衛等の一族をいう。

〔解説〕

天正十五年 (一五八七) 出石藩主前野但馬守長泰が田尻孫大夫及び忠貫等一族に対して浅倉村の新開田発に従事せしめ、煙役の免除特権を与えたものであ



る。そこでは、この開発のために、近郷近在の役儀を負担している百姓の移住は厳禁する一方、村組を作っていない牢人などが流入して来た場合は、新開地の場所に居住を許している。まさに、村切の断行と平行して新田開発の奨励を進める政策がとられたことを読みとることが出来る。

ところで、田尻氏については、田尻一雄氏の所蔵する「田尻家系図」によれば、

忠貫 田尻右衛門大夫ト号、甲斐守二男

法名忠貫院

慶長七年寅五月八日卒

室 播磨中村城主中村彦岐守娘

天正十一年未正月九日卒

忠政ノ弟ニシテ天正十一年三月九日 東条谷ヨリ但馬国出石城主前野但馬守ニ縁故アルヲ以テ子孫ト俱ニ養父郡浅倉村へ住ス、当浅倉村ハ元字梶ヶ谷ロニ僅カ六七軒農民アリ、則、谷口ノ姓ナルモノ之レ也、高七十三石余アリシモ忠貫移住シ大ニ開墾ヲナシ移

住者増加シ、寛永十三年丑年ノ検地ニ惣高三百六十斗斗式舛六合トナシタリ、之レ本村ノ開主ニテ、則田尻家ノ元祖ナリ、

とみえる。この記録によれば、浅倉村は大字上住に既に谷口姓の農民六、七軒が集住していたが、田尻忠貫等一族が前野長泰に随従して天正十五年（一五八七）に播磨加東郡東条谷から移住し、円山川沿岸の下住一帯の新田開発を行って定住し、近世の大庄屋を務めるに至ったものであることがわかる。甲斐守とあるのは、田尻甲斐守忠行のことで、彼は加東郡新定城主であり、三木城の別所長治の家臣であった。

天正八年（一五八〇）一月、三木落城の日に長治に殉じている。行年六五歳。総持院殿忠行大居士の位牌が現在東条谷の総持院に伝存している。

忠行には二子あり、長男が忠政、次男が忠貫であった。忠政は三木落城後、助命されたが、僧籍に入り加東郡東条谷の念仏村に総持院を復興し、念仏三昧の生活を送り、父忠行の冥福を祈ったという。

なお浅倉村には、上住の山麓に堤・大門堰等の施設があり、忠貫等の開削した用水池及び用水溝であろう

と思われる。ともかくこの文書は浅倉地区の発展の歴史を伝える貴重な史料といふべきものである。

一四四、前野長泰判物（田口文書）

以上

氣多郡之内江原村

新町諸役御免

除訖、若理不盡

族申懸者於在之者、

召捕可奉之候、但知

行在郷之百姓等越事

一切不可在之也、

文二

正月廿七日

長（花押）



小西孫左衛門とのへ  
日置村之北右衛門とのへ



(縦一六厘×横四九・六厘)

氣多郡の内江原村新町諸役免除<sup>①</sup>し訖ぬ、若し理不盡の族申し懸る者あるにおいては、召捕これを奉<sup>③</sup>つるべく候、但し知行在郷の百姓等越事<sup>④</sup>一切あるべからざるなり、以上<sup>⑤</sup>、

(文祿四年)

正月二十七日

(長泰<sup>⑥</sup>) 長(花押)

小西孫左衛門どのへ  
日置村の北右衛門どのへ

〔語注〕

- ① 新町諸役免除(シンマチシヨヤクメンシヨ) 町場として繁栄のために諸役を免じて保護を加えることをいう。江原村は新町として諸役免除の特権を得た。
- ② 理不尽の族(リフジンノヤカラ) 道理にかなわぬ事を無理に押し通す連中や仲間。
- ③ 奉つる(タテマツル) 犯人を檢挙差し出させる。
- ④ 知行在郷の百姓等越事(チギョウザイゴウノヒヤクシヨウナドコスコト) 前野但馬守長泰の知行する在郷の百姓が江原町に移住し町人化することをいっている。
- ⑤ 以上(イジヨウ) 文書の袖の余白に「以上」と書く習慣は、追而書<sup>オツエガキ</sup>からきている。本文が用紙の終りに来てなお書き終らない場合、或いは本文が書き終つてもなお書き足りない場合、文書の袖にあたる右の端の余白に書き続ける追筆の方法があつた。この追而書の書<sup>カキ</sup>止めに「以上」と書いてこれで終りであるという意味をもたせた。ところが追而書がない場合でも文書の袖の余白に「以上」と書かれるような習慣が戦国時代以

降残った。これは異様に感ぜられるけれども、これで追而書はありませんという意味をもたしたわけである。

⑥長（ナガ） 前野但馬守長泰（長康）のこと出石藩主。文祿四年秀次事件に連座し切腹、除封された。

⑦小西孫左衛門・日置村北右衛門（コニシマゴザエモン・ヒヲキムヲキタエモン） この兩人は江原の町年寄か。小西屋は小西孫左衛門の子孫か。所藏者の田口清郎氏の先祖は油屋五左衛門といった。

〔解説〕

文祿四年（一五九五）正月二十七日、前野長泰によって気多郡江原村に新町を興行し、諸役免除の特権を与えて江原町を保護した。長泰は、小西孫左衛門、日置村北右衛門の兩名の町年寄に命じて、濫妨・違反に及ぶ輩を召捕えて差し出させると共に、近郷近在の前野長泰の知行地の百姓がこの新町に移住し町人化することを禁止している。

新町での商業の振興を計りながら町場統制の強化の

政策がうかがわれる。農商分離政策は、大閤検地の前提であり、やがて検地の実施によって高持百姓の固定化と村切、そして村高の確定へと向い、石高制にもとづく近世村落が創出されていった。兵農分離・農商分離は近世的な村方支配の基礎となるものであった。

ところで、岸田友仙著『但州発元記』（元文二年（一七三七）完稿）に「気多郡宍田村諸役ヲ免セラレ並江原村分高七十石ヲ請ケ所ト成ス事」と題する記事に

出石前代ノ城主前野但馬守時代ニ気多郡宍田村ノ諸役ヲ免セラレ、則チ代々ノ制札有リ、又隣村江原ノ分高七十石ヲ請ケ所トシテ小西孫左衛門並日置村北右衛門ト兩人是レヲ領ス、其後此請所陰山宗宅ト云ヘル者ノ支配シテ、其ノ後又宍田ノ住人新免三郎兵衛ト云ツ者ノ支配シテ出石ノ城主代々ノ御書物ヲ拝受セリ、右兩所共于今往古ノ如ク免許替ル事ナシ、然レモ此訳ケ如何成ル故ヘカ知レル者ナシとみえている。江原町は石高七〇石の町年寄の請所となったことがわかる。



一四五、小出吉政判物(田口文書)

以上

氣多郡内江原村

新町諸役之事、

如先々令免除訖、

若理不盡之族申

懸者於在之者、召捕

可理者也、

文祿四

八月十二日 吉政(花押)

小西孫左衛門との

日置村北右衛門との

(縦一六厘×横四九・六厘)

氣多郡の内江原村新町諸役の事、

先々の如く免除せしめ訖ぬ、若し理不盡の族申し懸るもの、これに在るにおいては、召捕理すべきもの也、以上、

文祿四

八月十二日

吉政(小世)  
(花押)

小西孫左衛門どの

日置村北右衛門どの

〔語注〕

- ①先々の如く免除(サキザキのゴトクメンジヨ) 文祿四年(一五九五)前野長泰判物による諸役免除の特権の与えられた先例をいう(前号文書)。長泰は文祿四年七月改易されたため、出石城主に小出吉政が新たに入部。吉政は江原村の新町諸役免除の特権を安堵した。
- ②理不尽の族(リフジンのヤカラ) 道理にかなわぬ事を無理に押し通す連中や仲間。

③理す(タダす) 糺す。理にかなうか否かを明らかにすること。はからう。処置する。

④小出吉政(コイデヨシマサ) 一五六五〜一六一三年。秀政の長男。豊臣秀吉の馬廻衆。文祿二年播磨竜野城主。四万石を領す。同四年前野長泰改易のあと出石城に移封。六万石を領した。慶長十八年(一六一三)二月二十九日死没。四十九歳。小出氏については次号文書註③参照。

〔解説〕

文祿四年(一五九五)八月、豊臣秀次が秀吉によって謀反の罪で高野山に追放されるという事件に連座して改易された前野長泰のあと、出石城主として入国した小出播磨守吉政は、その入国にともない改めて江原村新町の諸役免除の特権を先例の如く認めて保護を加えることを認可したものが本文書である。

安達甚五郎の子息の手になる「江原町由緒覚」によれば、「其昔、江原新町之儀、往古、恵の原と号、数多石熊・荒柴・野諸木多、土地下も少窪田有、是に植物

なし」といい、「江原石」と呼ばれる虫食い石を「大石運人定、右手足骸着物取付、破痛、いはらのことく成石」といい、神鍋山の噴火による溶岩台地上に、火山岩である「江原石」の散布する粗放地であった。

ところが江原新町の地は、西ノ下道と但馬街道の交差する交通上の要所であったところから荒地を開墾して江原新町を興行した。「由緒覚」には、

一葉柴美濃守様御国司之砌、豊凶開場ニ応シ御年貢御

上納仕、天正六年宵田村町並願致、江原村之東西南

北堺之願致、御聞濟被成下、今之町並天正十三年、

一前野将右衛門様御拝地之時分前之通り

一前野但馬守様荒場開発御赦免被及、成下開発御儀仕

此時御判物給り文言左之通

(判物の写し略す)

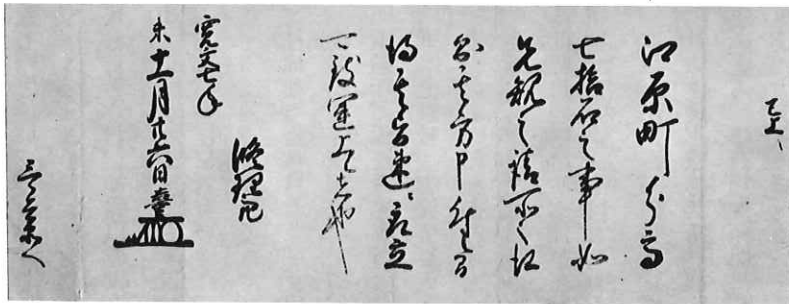
一其後、山田屋三郎兵衛荒場残り之処、開発仕右兩人

絶家之後、三郎兵衛へ御判物被仰付候

とみえる。小西孫左衛門・日置村の北右衛門の両家断絶後、山田屋三郎兵衛が荒場の残りの地を開墾して町

庄屋となったことを伝えている。詳しくは次号文書の④、及び解説を参照。

なお、田口文書の中に幕末の江原町絵図が襲蔵されており、江原町の様相を伝えて興味を覚える。



一四六、小出修理亮判物（田口文書）

已上

江原町分高

七拾石之事、如

先規之請所之儀、

別其方申付候間、

得其旨速ニ取立

可致運上候者也、

寛文七年

未十一月廿六日

修理亮

吉重（花押）

（山田屋）

三郎兵衛へ

〔語注〕

①請所（ウケンヨ）一定の年貢高の納入を請け負い、かわりに「町人裁き」として庄屋が町場の管理及び年貢徴収などを委任された。江原町の請高は七〇石であ

（縦）一八・六纏×横五一・七纏



江原町分高七拾石の事、先規の如く請所の儀、別して其の方に申し付け候間、其の旨を得速すみやかに取り立て運上致すべく候もの也、以上、

寛文七年

未十一月二十六日

修理亮(不也)

吉重③ (花押)

(山田屋)  
三郎兵衛へ

ることがわかる。

② 運上(ウンジョウ) 一定の請高年貢を上納すること。

③ 小出氏(コイデシ) 小出氏は信濃国伊奈郡小井氏こいでしに住し、小井氏(小井手)氏を称したのに始るといふ。

その子孫の秀政が豊臣秀吉に仕え、天正十三年(一五八五)和泉国岸和田に三万石を与えられた。関ヶ原の役には秀政はその次子秀家を徳川方に属させた。長子

吉政は文祿四年(一五九五)八月、但馬国出石に六万石を与えられ播磨国龍野から移封されていたが石田三成の招きに応じて西軍に属した。役後、吉政の処遇が

問題化した。秀家の戦功によって吉政の身上も問題とされた。慶長九年(一六〇四)秀政が六十五歳で没すると吉政は嫡子吉英を出石に置き、みずからは岸和田に移り、吉政の没後、慶長十八年(一六一三)、吉英が岸和田に移って五万石を領し、出石は弟吉親に与えられた。元和五年(一六一九)、両度の大阪の陣の戦功によって吉親が丹波国園部に移封されたため、吉英が岸和田より再封されて五万石を領した。寛文六年(一六六六)その嫡子吉重が家督を継いたが、元祿九年(一六九六)その子英増に至って嗣子なく断絶。翌十年(一六九七)出石藩には、武蔵国岩槻より松平忠徳が移封されたが、宝永三年(一七〇六)、松平氏の信州上田への移封に伴い、上田藩主の仙石政明が入封して五万八千石を領し、明治の廃藩置県まで仙石氏が代々出石藩主であった。

小出秀政 — 吉政 — 吉英 — 吉重 — 英増  
          — 秀家 — 吉親 — 吉知

④ 山田屋三郎兵衛(ヤマダヤサブロボエ) 小西孫左衛



江戸末期の江原町絵図（田口清郎氏提供）



(縦一九六種×横二四二・五種) 部分

門・日置村北右衛門兩町年寄の絶家後、江原村の開発に従い庄屋役を相勤めたことが「江原町由緒覚」にみえる。『但馬発元記』（岸田友仙著）には、山田屋三郎兵衛を宵田の住人新免三郎兵衛としている。その後、江原村庄屋役は、三郎兵衛の子孫の手を放れ（「江原町由緒覚」は三郎兵衛の子孫が没落し、庄屋役の改易にともないその不当を訴えたものである。但し、年号は未詳）本友田氏に移り、更に幕末には油屋五左衛門（田口氏の祖）に移ったようである。

寛文七年（一六六七）、出石藩主小出吉重の家督相続にともない、江原町を石高七〇石の町請負の地として山田屋三郎兵衛に命じた判物である。「江原町由緒覚」には「三郎兵衛役請次キ村庄屋被成、尤庄屋請次キ候砌も漸家数之事四十軒不出位小村ニ而庄屋等も相勤候者無之、安達甚四郎と申者組頭相勤罷在候」とあり、山田屋三郎兵衛がはじめて江原村の庄屋役を相勤めたことがみえる。



(縦三一・五厘×横四五厘)

一四七、宵田町市場制札 (熊田文書)

定 氣多郡宵田町<sup>①</sup>

一、當町、如<sup>ニ</sup>先々<sup>一</sup>たるべき事。

一、諸役免除之事、<sup>②</sup>

一、押賣、押買<sup>③</sup>すべからざる事、

右之條々、如<sup>ニ</sup>先例<sup>一</sup>、申付候、

違背之輩あらば、可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>曲事<sup>一</sup>者也、<sup>④</sup>

元文四巳未年九月十五日

(仙石)<sup>⑤</sup>  
政辰 (花押)

〔語注〕

①宵田町 (ヨイダマチ) 天正六年 (一五七八) 宵田村の町並み願いが許可となったことは前掲の「江原町由緒覚」にみえる。

②諸役免除 (シヨヤクメンジヨ) 地子銭 (借地銭) ほ

かちもろの負担を免除する特権。

③押買（オシウリ） 強要して物を購入すること。即ち、買主が売主の意志に反して強制的に購入することをいう。

④曲事（クセゴト） 罪科。処分。

⑤仙石政辰（センゴクマサトキ） 仙石氏は、秀久が織田信長の部将として天正二年（一五七四）近江野洲郡に千石を与えられた。後淡路洲本に五万石を領す。天正十三年（一五八五）秀吉の四国平定によって讃岐に移封。関ヶ原の役には徳川秀忠に属し信濃上田攻めに参加して戦功あり、一万石を増増。併せて信州上田に六万石を領す。政明の時、即ち、宝永三年（一七〇六）出石藩主松平忠徳の信州上田への移封にともない、上田から但馬出石に移る。享保二〇年（一七三五）政房のあとをうけて政辰が養嗣子となり家督を継ぐ。三万石を知行。滅封にともない政辰は藩の殖産などに力を注ぎ、出石焼などの製造を保護した。また文教の振興にも熱心であった。安永八年（一七七九）没す。

元文四年（一七三九）、出石藩主仙石政辰が先例に従い宍田町に下した市場掟である。この文書と共にいわば永久的に公示の目的で、木に墨書して掲示された制札が高札場に立てられたものであろうか。

#### 〔解説〕

宍田村は但馬街道の要所で、また円山川の水運の船付場もあった。また、戦国時代、垣屋氏の宍田城の根小屋集落としても発達していた。天正十三年（一五八五）の江原村の新町興行に際しても既に「天正六年宍田村町並願致」したことがみえる（「江原町由緒覚」）。宍田村の鎮守に恵比須神社があり、「恵比須さん」と呼ばれ、年四度の定期市が開かれていた。今日でも「十日恵比須」で近在の信仰を集めているが、近世を通じて在郷町の性格を有したものと見える。宍田市場に諸役免除の特権が与えられていたことがわかる。

ところで宍田村には熊谷直実（出家して蓮生坊）に縁のある熊谷山蓮生寺がある。寺伝によれば、建久六年（一一九五）丹後国久美浜の本願寺で後白河法皇の

追善供養の大法要があり、御導師として招聘された法然上人に従って蓮生坊が伴人となった。気多郡の住人等は法然上人の来丹を知り、特にこの地での教化を願ひ出したため、帰路の途路、蓮生坊がその代理としてこの地に庵を結び、二ヶ月余にわたって念仏道場を開いたという。特に三、七、二十一日の別時念仏会は群集する者堂外にあふれる盛況さであったという。このことは江戸の芝増上寺の「末寺帳」(寛永三年)にも

但馬宵田 蓮生寺

開山熊谷蓮生法師号。其由来尋、彼法師或時廻国之砌、此処往暮辻堂宿。通夜高声念仏唱。聞者感催、(のち)運一心清浄土、歩人自貴敬、仏閣建立。即蓮生寺名而已残。早立出旅之天、吾妻路志行。

熊谷山蓮生寺が熊谷直実(後の蓮生法師)由縁の寺であること、宵田の地に古くから辻堂があり、交通の要所であったことなどの伝承を伝えている。同寺には蓮生法師縁の笈仏、自作木像、手蓮華などを宝物として今に伝えている。同寺の立地する断崖の下、寺の下(台の下ともいう)と呼ばれる川べりは古くから円山川の船着場であった。また近くにも番の下と呼ばれる番所跡の地名もあり、宵田が円山川の水運と陸上交通の交差する要所として古くから宿場町の形態を持ったところとして栄えた場所であったと推測される。宵田村の上地区は、蓮生寺の門前として発達した集落であったと思われる。宵田市場についての詳しいことは次号文書を参照。

一、先達而、口上書ヲ以、奉願上候通、宵田市場之義  
 へ、往古より年ニ四度、市立申候。則、市場堺茂二つニ  
 割、七月五日ハ中市ノ番ニテ、東ハ庄屋太兵衛殿より彦九  
 郎迄、西ハ忠右衛門より道場迄、七月十日ハ上ノ市番ニ  
 而、東ハ蓮生寺門前より女宅迄、西ハ長兵衛より善衛門  
 迄、極月廿日ハ上ノ市番ニ而、東ハ蓮生寺門前より女宅  
 迄、西者長兵衛より善右衛門迄、極月廿五日ハ下ノ市番ニ  
 而、東ハ彦九郎長屋より町しり迄、西ハ三郎兵衛より町し  
 り迄、如此ニ先年より立來申候御事。

一、庄屋太兵衛殿義ハ岩中村之住人ニ而御座候処ニ、近年  
 宵田村へ被參、庄屋役相勤被申候処ニ、古法ヲ背、上  
 ノ市日ニ新法ニ太兵衛殿、棚ヲ出し被申候故、上ノ市  
 必至と立不申候。別而宵田之市場へ、下職諸人之寄ニ  
 勝手能御座候故、上ノ市近年必至と立不申、奉迷惑仕

一、先達而、口上書ヲ以、奉願上候通、宵田市場之義  
 へ、往古より年ニ四度、市立申候。則、市場堺茂二つニ  
 割、七月五日ハ中市ノ番ニテ、東ハ庄屋太兵衛殿より彦九  
 郎迄、西ハ忠右衛門より道場迄、七月十日ハ上ノ市番ニ  
 而、東ハ蓮生寺門前より女宅迄、西ハ長兵衛より善衛門  
 迄、極月廿日ハ上ノ市番ニ而、東ハ蓮生寺門前より女宅  
 迄、西者長兵衛より善右衛門迄、極月廿五日ハ下ノ市番ニ  
 而、東ハ彦九郎長屋より町しり迄、西ハ三郎兵衛より町し  
 り迄、如此ニ先年より立來申候御事。

一四八、宵田村市場口上書

(河本(喜)文書)

乍恐、追而奉願口上書之御事

氣多郡宵田村、上市場之者共ニ而御座候

一、先達而、口上書ヲ以、奉願上候通、宵田市場之義  
 へ、往古より年ニ四度、市立申候。則、市場堺茂二つニ  
 割、七月五日ハ中市ノ番ニテ、東ハ庄屋太兵衛殿より彦九  
 郎迄、西ハ忠右衛門より道場迄、七月十日ハ上ノ市番ニ  
 而、東ハ蓮生寺門前より女宅迄、西ハ長兵衛より善衛門  
 迄、極月廿日ハ上ノ市番ニ而、東ハ蓮生寺門前より女宅  
 迄、西者長兵衛より善右衛門迄、極月廿五日ハ下ノ市番ニ  
 而、東ハ彦九郎長屋より町しり迄、西ハ三郎兵衛より町し  
 り迄、如此ニ先年より立來申候御事。





(縦二九・六纏×横八七纏)

候。先年より市日ニ者、隣ヲ限、棚ヲ出し不申候故、上ノ市古來より立來申候御事。

一、只今ハ上市必至と立不申候得共、御礼銀ハ間口ニ割出し申候。然処ニ、庄屋太兵衛殿、新法ヲ被致候ニ付、年ニ兩度之市、立不申候ゆへ、家屋敷賣買仕ニ而茂、下直ニ罷成、旁以奉迷惑仕候。太兵衛殿、上ノ市日ニ棚ヲ出し不申候而茂、古來之通、中ノ市日ニ太兵衛殿棚ニ相違無御座候上ハ、御慈悲ニ先年之通ニ被爲仰付、被爲下候ハバ難有可奉存候御事。

右之通、被爲聞召分、古來之通ニ、奉願上候。庄屋ハ壹人、上之市場ハ大勢之者、必至と奉迷惑仕候。御慈悲ヲ以、村之住居仕候様ニ、被爲仰付、被爲下候ハバ、偏難有可奉存候。已上。

宵田村 上市場

寶永七年

善右衛門

寅ノ八月五日

幸庵

大庄屋

九郎右衛門

宇左衛門様

伊兵衛

印 印 印 印

〔語注〕

- ①口上書（コウジョウウガキ） 歎願書のことをいう。訴状の一つ。
- ②先達而（センダツテ） さきごろ。この間。先般。さきだつて。
- ③年四度（ネンヨンド） 年四回の市立をいう。弘化三年（一八四六）の「村明細帳」によれば、「当村ニ諸商、物売仕候市場ニ而、年内七月五日、十日、十二月廿日、廿五日、四度市場仮屋仕候。」とみえる。
- ④極月（ゴクゲツ） 年の極まる月。十二月をいう。
- ⑤棚ヲ出ス（タナ） 市立の日に仮屋を造り店棚を出すことをいう。
- ⑥必至（ヒッシ） 必ずそうなること。必ずそのような事態が起ること。
- ⑦別而（ベッシテ） 特別に。殊のほか。取りわけ。
- ⑦間口（マグチ） 家屋・仮屋などの表口。
- ⑧下直（シタネ） 安値。値だんの下落することをいう。

又右衛門	組頭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	彦九郎	三郎兵衛	次右衛門	玄塚	長兵衛	市助	庄左衛門	久五郎	藤吉	八左衛門	傳兵衛	六右衛門	九兵衛	次右衛門	茂左衛門					
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

〔解説〕

この文書は、宝永七年（一七二〇）宵田上市場の住民、二〇名が連署して大庄屋の宇左衛門に宵田村の市場の規定について歎願した口上書である。

宵田市場は、古来より年四度の定期市として市立され、運営されて来たものである。即ち、市場の境を二つに割り、七月五日と十日、十二月二十日と二十五日の四回を、七月五日は中市の当番で東は庄屋太兵衛方より彦九郎の家まで、西は忠右衛門より道場までが勤め、七月十日は上の市の当番で東は蓮生寺門前より玄宅まで、西は長兵衛より善右衛門の家までが勤め、十二月二十日は同じく上の市が勤め、十二月二十五日は下の市が当番で東は彦九郎の長屋より町尻まで、西は三郎兵衛より町尻までと定め、番編成によって交互に勤めて来たという。明らかに二回の市立の権利を持つ上の市が優位なものとして規定されていたことがわかる。これは、宵田村のなかでも上の市の住民が早くから蓮生寺の門前町として集落形成をしていた先住権に

よったものであろうか。

ところが岩中村の住人で、同村から中の市分に移住して来て庄屋役を勤める太兵衛なる者がこれらの慣行を無視して上の市の市日に店棚を出したため上の市の住民は抵抗のためもあつてか上の市の番に際しても市立しなくなってしまったという。更にその上、出石藩への札銀は間口割りに賦課して徴収するということを行ったので迷惑しているというのである。上の市の二度の市立の番にも上の市の住民は市を開かなくなり、家屋敷の売買にもその評価値段が下落してしまった。そこで以前の如く市の運営を復するよう嘆願したものである。

宵田市場の運営の実態を明らかにしてくれる上で貴重な史料であるばかりでなく、特に宵田市場の性格を知る上でも「宵田之市場ハ、下職諸人之寄に勝手能御座候」とある文言は注目し値する。市立の日には日置、江原、西の気谷の農民が農具や日用雑器を始め、盆と正月の日用品を買求めるために群集した様子を知

られるからである。

この文書は、天保五年（一八三四）の口上書に添え

られた証文であったことが次号の文書の文言もんごんによってわかる。

### 一四九、宵田村市場口上覺

右志願上口上覺

一、宵田村市場儀、別紙寫之通、宝永七年  
 寅ノ八月、規定仕、以御蔭、市場相續仕、難有  
 仕合奉存候。然ル処、其後いつとなしニ猥相成候付、  
 先規定之通、相守申度、尤、仲間申合、種々申談候  
 得共、勝手儘ニ相働、近年、別而猥ニ相成、甚以  
 難澁仕候間、乍恐、何卒以御慈悲、先規定書  
 之通、相守、尤、前々之通、御刈屋ニ仕候様、被  
 仰付、被成下候様、奉願上候。  
 右奉願上候通、被爲  
 仰付、被成下候者、難有仕合奉存上候。以上。

天保六甲午年六月

方角村  
 又七郎  
 組頭  
 又七郎  
 又七郎  
 又七郎

乍恐、奉願上口上覺

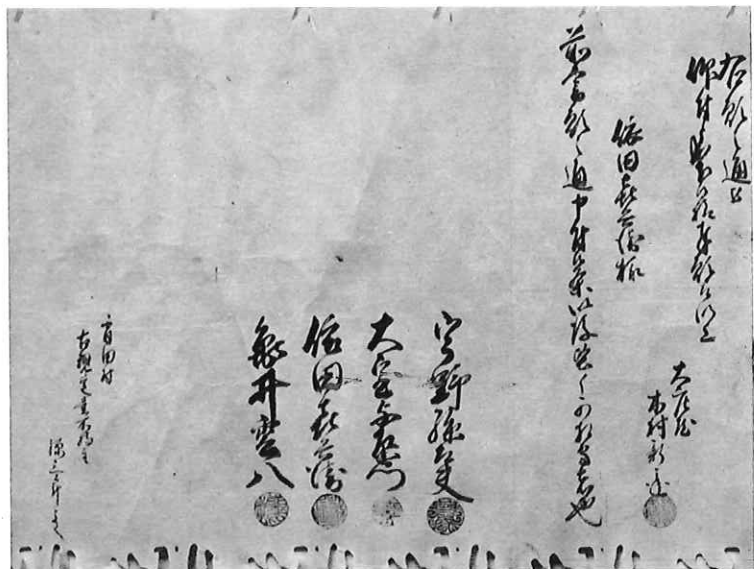
一、宵田村、市場之儀、別紙寫之通、宝永七年  
 寅ノ八月、規定仕、以御蔭、市場相續仕、難有  
 仕合奉存候。然ル処、其後いつとなしニ猥相成候付、  
 先規定之通、相守申度、尤、仲間申合、種々申談候  
 得共、勝手儘ニ相働、近年、別而猥ニ相成、甚以  
 難澁仕候間、乍恐、何卒以御慈悲、先規定書  
 之通、相守、尤、前々之通、御刈屋ニ仕候様、被  
 仰付、被成下候様、奉願上候。  
 右奉願上候通、被爲  
 仰付、被成下候者、難有仕合奉存上候。以上。

天保五（一八三四）甲午年 六月

宵田村 組頭

又七郎

印



(縦二九・六種×横六九・四種)

同斷

源左衛門

㊦

庄屋

治右衛門

㊦

右願之通、被<sub>レ</sub>

仰付、被<sub>レ</sub>成下候様、奉願候。以上。

大庄屋

木村新兵衛

㊦

依田喜兵衛様

前書願之通申付候條、以後堅く可<sub>レ</sub>相守者也

宇野孫太夫

㊦

大室與左衛門

㊦

依田喜兵衛

㊦

龜井雲八

㊦

源三郎

㊦

依田喜兵衛

㊦

大室與左衛門

㊦

宇野孫太夫

㊦

百田村

古規定書所持主

源三郎とのへ

源三郎とのへ

㊦

〔解説〕

天保五年（一八三四）六月、再び宍田市場の秩序が乱れたために宝永七年の市の規定に復すべく、組頭・庄屋が先頭に立って大庄屋の木村新兵衛（堀の人）を通じて出石藩に訴え出た口上書で、これを認可した出石藩奉行人の連署の証判が加えられている。組頭の又七郎は現安田常雄氏の先祖、同じく源左衛門は熊田猛氏の先祖、庄屋治右衛門は現太田完氏の先祖である。

ところでこの天保五年に宍田村の庄屋役を勤めている治右衛門は、竹田播磨屋といわれた酒造家で、同家に襲蔵されている元祿十五年（一七〇二）正月吉日の記載をもつ「証文写扣帳」によれば、寛文十三年（一六七三）十一月、朝来郡竹田城下から宍田村の中の市分に移住し、宍田村の彦兵衛から屋敷・家蔵並びに酒屋名代等の酒屋株を丁銀三貫九百目で購入して酒造業を営んだことがみえる。そして同家が幕末に至って庄屋役を勤めるに至っているように商品経済の展開に伴い商業資本の一つの抬頭の様子が在郷町としての性格

をもつ宍田町を中心に芽生えつつあったことは興味あるところである。

参考史料としてその一部を掲載しておく。

永代売渡シ申屋敷家蔵并酒屋名代諸道具之事

一、屋敷表口拾貳間半うらへ拾九間半

但此御年貢米御蔵入壺石但口米共ニ

一、本家七間四間并うらか貳間四方

一、酒蔵六間三間但酒道具名代共一式

右之代物として丁銀三貫九百目慥ニ請取永代売渡シ申所実正也、此上ハ我等儀者不及申子々孫々町中之者ニ至迄一音違乱申間敷候、其方子々孫々迄御抱可被成候、自然御国替・御官替、天下一同乱徳政我人如何様之儀御座候共、右之証文少も違乱有間敷候、為後日仍而売券状如件

寛文拾三年十一月廿二日

宍田本人

彦兵衛

加判

市左衛門

々

八右衛門

庄屋

又兵衛

竹田はり満や

(益磨屋)  
(太田) 治右衛門殿

永代売渡シ中、屋敷家蔵并諸道具酒屋名代之事

一、屋敷表口拾貳間半うらへ拾九間半也、

但此年貢米老石

一、家表口七間裏へ四間但シ立具共

一、酒蔵三間六間 一、酒舟三石上リ壱ツ

一、備前坪七ツ (密) 一、四尺五寸桶壱ツ

一、四尺桶壱ツ 一、三尺五寸桶三ツ

一、三尺桶壱ツ 一、味噌桶三尺式ツ

一、四尺之片小桶壱ツ

一、多る桶三ツ

一、酒舂三ツ ちやうこ共

一、男たこ壱荷

一、上ケ桶五ツ

一、ぬくめ樽式ツ

一、売場坪壱ツ (密)

一、上ケ多らい壱ツ

一、半切拾八

一、大貳尺五寸壱ツ

一、古しき式ツ

一、片手桶壱ツ かたちよう

右之外小道具少有

とある。

この書付の所蔵者河本喜代志氏の五代前の先祖が源

三郎である。江原立光寺の過去帳によれば、「宵田村

植木屋源三郎、弘化二年八月二十三日死ス」とみえる。

源三郎どのへ保管のため渡すとあり、源三郎は、宵田

村書記役を勤めていたものであろうか。





参  
考  
文  
書 一五〇—一五六

〔内閣文庫影印叢刊『譜牒余録』後篇・「記録御用所本『古文書』」

一五〇、「譜牒餘錄」後編

山名主殿（矩豐）覺書

覺

一 祖父禪高（山名禪高國）儀、中務太輔豐國（室町幕府管領）と申、母管領細川高國女

ニ而御座候、

一 天正之始、因幡國鳥取之城者禪高兄山名源十郎居

城（備前）にて御座候、同國岩井城者家來武田豊前（備前）と申者

預ケ置候、然處、豊前企逆心源十郎（豊前）越背き外族を

取立鳥取乃城主（備前）ニ仕候故、源十郎者因州を立退、

但州に罷在、不達本意翌年病死仕候、因茲、禪高

憤を合家來を集并山中鹿之助を相語ヒ鳥取ヲ責落

逆心豊前一族を誅戮、終（備前）因州の守護ニ罷成鳥取

ニ居城越仕候、

一 禪高岩井城（備前）に罷在候とき、毛利家より夜ル山徑を經

て襲來、城門迄押寄申（備前）と急ニ御座候故、禪高甲冑

をも不着長刀越提け出向候、寄手明松を抛懸急（備前）、

城内に逃入申處を禪高暫相防、即時六人を切伏申

故、寄手終（備前）ニ不得入城内及敗亡候、其内城下之家來

共馳登數十人追討仕候、其砌者近國（備前）にて強疆乃名

高く取沙汰候、禪高儀（備前）此段一生之働之様ニ常々

語申候、此外少々の働數度御座候得共書附不申候、

禪高代々因幡守護（備前）にて鳥取居城仕候処に、家來森

下出羽・中村大炊と申者、禪高子勝七郎越取立禪

高越背き降毛利致逆心候、依之禪高志越大閤秀吉（豐臣秀吉）

ニ通シ大閤被責鳥取之城落城乃後、終不致本領之（力）

安堵小身と成申候、

一 權現様大閤時代 御上洛之砌、斯波武衛館（備前）江被爲

成渡御、禪高御供仕候、被遊 還御禪高（備前）江 御評

之趣者、武衛を懇勸ニ挨拶仕候儀向後無用（備前）ニ可仕

候、斯波者足利乃同苗、山名者新田之一族（備前）重而者懇

勸之挨拶不可在之旨奉蒙 上意候、

一 權現様筑紫陣之節、御評之旨、山名者以新田義重（德川家康）

二男伊豆守義範、爲山名之祖自御一族相分御一姓

之好有之間、無御隔心之旨被對禪高 御誼故、

(德川家康) 台德院様 御二代共ニ別而被加御不便候、

權現様(龜井茲矩) 關原陣之時、上杉紹常・龜井武藏守・八木庄左衛

門・太田垣堅物木組(等)ニ被仰付御供仕候、御理運之

後、但馬國竹田齋村左兵衛城請取可申旨爲□上意

仕置申付、其後同國七味一郡拜領仕候、

一 駿府御殿ニ而年始之御礼申上候規式有官之面々御

礼過分(日野輝資)日野唯心・水無瀬(永無瀬親共)一齋、山名禪高、次上

杉・土岐木御禮申上候、御嘉定之刻、公家衆同前ニ

禪高を御疊之上(江)被爲召、日野・飛鳥井(者)三方、

冷泉・土御門・舟橋・水無瀬・禪高者足付、其餘

者片木(者)にて御座候、常ニ御前へ罷出候節者列座

之上座仕候、惣(而)山名者准三位之由申傳へ候、其

故代々白無垢乗物等も被遊 御免候、

一 慶長十九年四月、池田備後守脇指越帶し御前近罷

出直訴申上候、折節 御近所ニ禪高罷在候故、備

後守左右之手を取引立申候、就夫、本多上野介殿

爲 上使御誕之趣、禪高儀、若年より方々働之段、

被及 聞召御用も可相立被思召之間、御近所ニ

被召置之處、今日之首尾神妙之至 御感被思召

候、若者も候者感狀をも可被成下候得共、禪高

儀ニ候間、其通ニ而被指置之旨難有奉蒙 上意候、

一 大坂御陣之時、爲 上意本多上野介者御左右近ク

被召置候間、上野介人數三浦堅物・禪高相副備可

中旨被爲 仰付候、御靜謐之以後 御二代共御左

右近ク被爲 召遣、御咄御相伴等被爲 仰付候、

一 禪高從弟山名伊豫守秀頼公に奉公仕候、同輩三人

被任諸太夫、則三人參 内仕候處、山名者准三位

之故、異他家之旨ニて山名伊豫守者被聽昇殿於御

緣御礼申上候、

一 親平右衛門儀茂禪高ニ被加御不便之故 (德川家康) 權現様(豐改)江

御奉公之儀奉頼之處、小田原御陣之砌、被爲 召出

台德院様江被爲 召遣候、奥陣・關原御供仕候、

其後下總國葛西郡之内一千石拜領仕候、尤大坂御

陣之御供仕候、其以後□台德院様 御誕之旨、平

右衛門儀者 御普代同前ニ被思召之間、御近所に相

詰御奉公可仕之 御誕、雖及兩度候、右衛門常々

病者故、難相勤御請不申上、高家並は御目見御奉公仕候、

一 五拾餘年以前、拙者幼少之時初、台徳院様・大猷院様江御目見仕候、其後金森長門守可重幼少ニ而始ニ御目見被致候、長門守より拙者先達而御礼被仰付候、

一 五十年以前、親平右衛門跡式被仰付候時、伯父大沢右京并拙者家來之者三人酒井故雅樂頭殿宅江被召寄御老中何も御列座マて上意乃趣被仰渡候、同時津輕故越中守跡式土佐守江被仰渡候、是も一門中之家來之儀雅樂頭殿宅へ被召寄家督之儀被仰渡候ニ、拙者家督之儀先達而被仰渡候、尤續目之御礼申上候節も

御本丸西丸共に土佐守先達而御礼申上候、以上、  
三月廿三日 山名主殿花理

〔解説〕

江戸幕府は若年寄堀田撰津守正敦を総裁として、寛政年間に「寛政重修諸家譜」の編纂を行った。正敦は

その編纂の参考のための基礎資料として、諸家の系譜を上呈させた。続々と提出された諸大名やその家臣・旗本から庶民にいたるまでの系譜・家伝を合計百巻（諸大名とその家臣を六十巻、旗本から庶民までの数百家を後編四十巻）に家格・身分別に応じて編集したのが「譜牒余録」であるという。

これは最初の武家系図の集大成である「寛永諸家系図」を基として、新たな資料を加え、貞享元年（一六八四）当時に成稿をみた。伝本も今日数多く知られるが、国立公文書館の『内閣文庫影印本』の「譜牒余録後編巻第四、交代寄合之三」山名主殿矩（豊）覚書に拠った。

矩豊は山名平右衛門豊政の子として元和六年（一六二〇）誕生。母は大沢右京大夫（從四位下 左近衛權中將）藤原基有の娘という。寛永五年（一六二八）九歳で父豊政の譲りを受け家督を継ぐ。貞享十一年（一六九八）八月卒去。行事七十九歳。武藏国豊嶋郡市谷自証院に葬る。

法名勇山道号日公芳心院殿。生前幕府交代寄合。

一五一、江戸幕府勘定方奉行連署狀

一五二、徳川家康領知目錄寫

寫

東照宮

合六千七百石

右、爲御知行被進之候、御仕置(等)

可被仰付候、重而 御朱印申請

可進之候、已上

慶長六年

加藤喜左衛門

四月十九日

正次判

大久保十兵衛

長直判

彦坂小刑部

元正判

(山名豊國)  
禪高濟

參

東照宮

御知行目錄

一 貳百三十七石壹斗壹舛

但馬氣多郡  
栗山村

一 百八拾壹石四斗四舛三合

同  
羽尾村(尻)

一 貳百六拾石七斗五舛壹合

同  
廣井村

一 貳百三拾貳石三斗壹舛六合

同  
殿井村

一 八拾七石四斗七舛三合

同  
産所村

合千石

右、爲御知行被遣之候、御仕置可被仰付候、

御朱印之義者、重而申請可進候、以上、

慶長六年  
六月十八日

加藤喜左衛門  
名乘判

大久保十兵衛  
名乘判

(八木光成)  
庄左衛門とのへ

一五三、垣屋光成書狀寫

御内書畏頂載仕候、

抑毛氈鞍覆白傘袋(總)細代興

御免許過分之至忝次第候、

依而御馬一疋青銅三千疋

致進上之候、是才(等)之趣宜御執政

奉頼候旨得尊意候、恐惶謹言

(永正五カ)  
十二月三日 垣屋平左衛門尉  
光成

大館殿

人々御中

一五四、徳川家光朱印狀寫、及び覺  
書寫

但馬國氣多郡殿井村貳百三拾貳石三斗餘、  
廣井村貳百六拾石七斗餘、産所村八拾七石  
四斗餘、栗山村百拾九石四斗餘相模國  
之内辻道村百石、武藏國橋樹郡井田村  
貳百石、都合千石事令扶助之訖、全  
可知行者也、

寛永二

十二月十一日 御印

(宗應)  
八木勘十郎とのへ

覺

一 五百四石四斗八舛六合

下總國  
萩原村之内

一 三百九拾壹石壹斗四舛八合

同國

大森村

一 百四石三斗六舛六合

同國

泉村之内

高合千石

一五六、江戸幕府老中連署奉書寫

高合千石

右之所、八木勘十郎江被下候間可被相渡候、

以上

寛永八年六月十一日

伊播磨判

松右衛門判

森出羽判

青大藏判

永信濃判

土大炊判

一五五、徳川家光朱印狀寫

下總國葛飾郡小中臺村四百七拾壹石

八斗餘、菌生村三百九拾三石四斗餘、楠ヶ山

七拾七石九斗餘、寺山五拾六石餘合

千合事、令扶助訖、全可知行者也、

寛永二

十二月十一日

御朱印

山名平右衛門(豊政)との

御勘定所

〔解説〕

記録御用所本「古文書」は、「寛政重修諸家譜」編纂の基礎資料として幕臣の旗本・諸家から幕府に呈上された家伝の古文書類を謄写した書上げである。一三冊止「譜牒余録」と同様「諸家系譜」（旗本・諸家分二・二五冊、大名分七一冊）、未定稿の稿本「略譜」（二・一一冊）の編集の基本となったもので内閣文庫に架蔵されている。昌平学問所の構内に設置された記録調所の蔵本であったところからその名がある。ここに収録した文書の写はその一三冊の内の七冊目にみえる山名・八木氏のもので、「略譜」の家譜の中にも引かれている。「略譜」の山名豊国の項によれば、一五一は関ヶ原後、竹田城主齋村秀則の更迭の功で山名豊国に七味郡一円の領知を賜った際のものである。一五二は徳川家康に召出され、大御番組頭を勤めた八木左衛門光政への領知目録。また、一五三は足利將軍義尹が山名致豊に与えた御内書の謝礼を述べた重臣垣谷光成の書状で、致豊は山名豊国の祖父にあたり、彼が家康に

召出されて「御前へ罷出候節ハ列坐之上坐よて山名准三位之旨台命を蒙る」きっかけとなった、いわば証拠文書である（「略譜」）。豊国（禪高）は家康・秀忠二代に仕え御とぎ衆として高家に列せられた。一五四・一五六は八木但馬守宗直（勘十郎）が高千石の領知を拝領した際のものである。「諸家系譜」によれば、八木氏は「禁裏守護之由」と伝える宗頼の子、光政が家康に召出され、大坂の陣に活躍。元和五年（一六一九）に病死のあと宗直が家督を相続し、幕臣として給地千高を賜わっている。一五六は山名豊国の三男、豊政への朱印状である。この後、豊国の願いによって豊政に賜わったところの「御朱印を豊義（四男）に下され千高之表高」として召しかかえられることとなったとみえる（「略譜」）。なお、一三八山名豊国宛羽柴秀吉条目写はこの「古文書」の一通として収められているものであるが便宜上抜き出して別の場所に移したことをことわっておきたい。